

令和6年度地籍第9号

四万十市右山元町一丁目他4地区地籍調査業務

(E1工程) (繰越)

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、四万十市（以下「発注者」という。）が、国土調査法に基づき実施する、令和6年度地籍第9号四万十市右山元町一丁目他4地区地籍調査業務（E1工程）（繰越）（以下、「本業務」という。）を行う場合に適用する。

(準拠法令等)

第2条 「本業務」の実施にあたっては、本特記仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等に準拠し実施する者とする。

- (1) 国土調査法（改正令和2年9月29日法律第12号）
- (2) 国土調査法施行令（改正令和2年9月29日政令第183号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（改正令和2年9月29日国土交通省令第79号）
- (4) 同運用基準（改正令和3年3月30日国不籍第555号）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（改正令和3年3月31日国不籍第578号）
- (6) 同細則（改正令和3年4月13日国不籍第587号）
- (7) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成18年3月31日国土国第362号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (8) 不動産登記法等関連法規（参考）
- (9) 測量法（改正令和4年6月17日法律第68号）
- (10) その他関係法令及び地籍調査必携2021年度版参照
- (11) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(作業計画の承認)

第3条 受注者は、業務着手前に次の各号に掲げる事項を作成し、発注者の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする場合も同様である。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業の工程計画表
- (3) 主任技術者届、作業従事者届
- (4) 主任技術者経歴証明書
- (5) その他発注者の指示する書類

(管理技術者等)

第4条 管理技術者は、測量士の資格を有する者とする。品質及び各工程を適切に管理す

るために、十分な知識と経験を有すると実施主体が認める者とする。

(秘密保持)

第5条

- (1) 受注者は、本業務の遂行のうえ知り得た個人情報について外部に漏らしてはならない。
また、業務上収集した資料等を発注者の許可なく複写及び加工し庁外へ持出し、並びに目的外に使用してはならない。
- (2) 受注者は、個人情報保護法に基づく必要措置を講じなければならない。

(身分証明書)

第6条

- (1) 受注者は、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを呈示しなければならない。
- (2) 受注者は、業務終了後、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(工程管理)

第7条

- (1) 受注者は、原則として工程小分類の区切り目において、工程管理者の点検を受けなければならない。
- (2) 受注者は、毎月の進捗状況を報告書により提出し、業務実施中に発注者から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出しなければならない。

(損害の補償)

第8条 受注者は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償しなければならない。

(貸与資料)

第9条

- (1) 本業務を遂行する上で必要な書類は、発注者が受注者に貸与するものとする。貸与された資料については、重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。
- (2) 本業務が終了し、又は、貸与資料が不要となった場合は、速やかに発注者に返却しなければならない。

(成果品の品質保証)

第10条 受注者は、本業務終了後発注者の検査において、過失又は粗漏に起因する誤りが認められた場合は、速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

第2章 作業要領

(作業区域・数量)

第11条 本作業の実施区域及び作業量は、下記のとおりとする。

- (1) 作業区域 : 四万十市右山元町一丁目地区
- (2) 作業量 : 調査前筆数 1431筆 面積 0.40Km² 縮尺 1/500

(作業工程)

第12条 本業務の工程は、下記のとおりとする。

(1) E1 : (一筆地調査業務内容)

受注者は、契約締結後、速やかに作業計画書を発注者に提出し、その承認を発注者に受けなければならない。なお、一筆地調査の工程及び作業内容は下記のとおりとする。

分類	作業内容	作業項目	発注者	受注者	備考
E1	作業準備	作業の打ち合せ	○	○	
		作業打合せ簿の作成		○	
		貸与資料作成	○		
		法務局調査(要約書、公図等)	◎	○	
		関係者名簿作成		○	
		住所不明者・相続人の調査	○		
		関係機関との協議	◎	○	
E4	調査図素図作成	調査図素図作成		○	
		調査図一覧図の作成		○	
		調査図素図等の作成審査	○		
E9	取りまとめ	点検整理	○	◎	

(注) ◎は主体に行うもの、但し、作業分担は実施主体と協議をおこなうこと。

(作業計画・準備等)

第13条 受注者は、本業務の実施計画を立てるとともに、必要な資料の収集及び作業準備を行うものとする。

- (1) 法務局において公図の写し・登記事項要約書・地積測量図等の関連資料は法務局において発注者が取得するため、請求を行う場合は発注者へ申請書を提出すること。
- (2) 関係者名簿として個人別土地台帳を作成し、土地の表示及び登記簿上の登記名義人等の利害関係人の住所・土地所有者を発注者に報告すること。

(調査図素図等の作成)

第14条 受注者は、調査図素図の作成にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- (1) 調査図素図の作成は、法務局備え付けの公図(字図)を使用すること。
- (2) 調査図一覧図の作成は、接合関係、長狭物等の位置に十分注意をすること。
- (3) 地籍調査票の作成は、法務局の土地登記簿を使用すること。

(成果品)

第15条 本業務で提出する成果品は次のとおりとし、(正)・(副)2部(CD-Rは1部)作成し、(副)については、完成検査後「受注者」が永久保管するものとする。なお、成果品の様式等は「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」によるものとし、電子媒体でも提出する。

なお、紙媒体による納品が不要なものについては、発注者と協議を行い、決定すること。

作業単位	記録及び成果
E1工程	① 打合わせ記録簿 ② 公図の写し及び土地登記簿(登記事項要約書)・地積測量図 ③ 調査図素図・調査図一覧図 ④ 地籍調査票 ⑤ 作業日誌 ⑥ 所有者等名簿(csvファイル) ⑦ その他、監督職員が指示するもの

2 「受注者」は、成果品とする電子媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとし、その電子媒体は、「発注者」が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。なお、電子媒体は、SFC又はSXFとし、業務名称・作成年日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日)・フォーマット形式をラベルに表示するものとする。

(完了検査)

第16条 受注者は、完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料を準備して主任技術者立ち会いのうえ検査をうけなければならない。

- (1) 発注者は、現地で行う検査においては、受注者は必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
- (2) 発注者は、成果品の検査を実施し、修正箇所がある場合は、受注者は速やかに修正を行わなければならない。

第3章 個人情報保護について

（個人情報の保護）

第17条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報保護制度に関するアドバイス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らすてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提

供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記載された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。